

長野市伝統環境保存条例

昭和58年 3 月30日

長野市条例第19号

改正 平成13年 6 月29日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、歴史的かつ文化的な遺産としての伝統環境を保存し、後代の市民に継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「伝統環境」とは、歴史上重要な意義を有する建築物、庭園その他の工作物又は竹木（以下「建造物等」という。）が周囲の自然環境と調和し、伝統と文化を形成している環境をいう。

(責務)

- 第3条 市長は、伝統環境が適切に保存されるようこの条例の趣旨の徹底を図り、かつ、適正な執行に努めなければならない。
- 2 市民は、この条例の趣旨を理解し、目的を達成するために行われる措置に対し、誠実に協力しなければならない。

(指定)

- 第4条 市長は、伝統環境を保存するため、必要な土地の区域を伝統環境保存区域（以下「保存区域」という。）として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ長野市伝統環境保存審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

(指定の取消し又は変更)

- 第5条 市長は、保存区域がその価値を失ったときその他特殊な事由があるときは、前条第1項の規定による指定を取り消し、又は変更することができる。
- 2 前項の場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(計画)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による指定をしたときは、保存区域の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を策定しなければならない。この場合においては、第4条第2項の規定を準用する。

2 保存計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存区域の保存に関する基本的な事項
- (2) 保存区域内における伝統環境を構成している建造物等（以下「保存対象物」という。）の決定及びこれと一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項
- (3) 保存区域内における保存対象物及びこれと一体をなす環境の保存整備に関する事項
- (4) 保存区域を保存するため必要な施設及び設備並びに環境整備に関する事項

(行為の届出及び助言指導等)

第7条 保存区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物、庭園その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除却
- (2) 建築物、庭園その他の工作物の修繕、模様替え若しくは色彩の変更又は生垣の設置等で外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 土石類の採取
- (5) 竹木の伐採

2 市長は、前項の届出を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、助言、指導又は勧告をすることができる。この場合においては、第4条第2項の規定を準用する。

(援助)

第8条 市長は、伝統環境及びこれと一体をなす環境を保存するため必要があると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付その他の援助をすることができる。

(伝統環境保存審議会)

第9条 伝統環境の保存を図るため、長野市伝統環境保存審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、保存区域の保存に関する事項について調査及び審議する。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係区域の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(保存区域外における保存対象物の指定)

第12条 市長は、保存区域外において特に保存する必要があると認めるときは、建造物等を保存対象物として指定することができる。

2 前項の場合においては、第4条第2項及び第3項、第5条、第7条並びに第8条の規定を準用する。

(適用除外)

第13条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）及び長野市文化財保護条例（昭和51年長野市条例第74号）に規定するものについては、適用しない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(長野市緑化の推進及び緑の保全に関する条例の一部改正)
- 3 長野市緑化の推進及び緑の保全に関する条例（昭和47年長野市条例第81号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（平成13年6月29日条例第20号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

長野市伝統環境保存条例施行規則

昭和58年 3 月30日

長野市規則第 8 号

改正 平成13年 3 月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市伝統環境保存条例（昭和58年長野市条例第19号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の告示)

第2条 条例第4条第3項（第5条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第1号）別表の掲示場に、次の各号に掲げる事項を掲示して行うものとする。

- (1) 条例第4条第1項に規定する保存区域又は条例第12条第1項に規定する保存対象物の名称
- (2) 前号に規定する保存区域の範囲又は保存対象物の所在地
- (3) その他必要な事項

(行為の届出)

第3条 条例第7条第1項に規定する届出をしようとする者は、当該行為をしようとする日の30日前までに、長野市伝統環境保存区域内行為届書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(専門委員)

第4条 市長は、伝統環境の保存に関する専門的な事項を調査するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員の数は、10人以内とする。

3 専門委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 長野市伝統環境保存審議会委員
- (2) その他市長が必要と認める者

4 専門委員の任期は、第1項に規定する調査が終了するまでの間とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第11号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

長野市伝統環境保存事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市伝統環境保存条例（昭和58年長野市条例第19号。以下「条例」という。）第8条の規定による補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2 補助金の対象となる事業（以下「事業」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 条例第6条第1項の規定による保存計画に従って実施するもの（市税を滞納していない者が実施するものに限る。）
- (2) 条例第7条第2項の規定による助言、指導又は勧告に従って実施するもの（市税を滞納していない者が実施するものに限る。）

(対象経費、補助率等)

第3 補助金の対象となる経費、補助率等は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付が決定した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年を経過する日までの間は、補助金の交付の対象としない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長野市伝統環境保存事業補助金交付申請書（様式第1号）を第2第1号に掲げるものについては毎年度5月末日までに、同第2第2号に掲げるものについては当該助言、指導又は勧告のあった日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第6 第5に規定する通知を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに長野市伝統環境保存事業変更承認申請書（様式第2号）、長野市伝統環境保存事業中止承認申請書（様式第2号）又は長野市伝統環境保存事業廃止承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7 事業実施者は、事業が完了したときは、当該完了した日から20日を経過した日又は当該完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、長野市伝統環境保存事業実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8 市長は、第7に規定する報告書を受理したときは、内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を事業実施者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9 事業実施者は、補助金の交付を請求しようとするときは、長野市伝統環境保存事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し又は返還)

第10 市長は、事業実施者がこの要綱に違反したときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(財産の処分等の制限)

第11 事業により補助金の交付その他の援助を受けた財産については、この補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による市長の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならない。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第 3 関係）

	補助金の対象となる経費		補助率	限 度 額
修繕・模様替え・色彩の変更	主 屋	外観保存のために要する経費	5 分の 4	2,000,000 円
	門及び塀	修理に要する経費		
	庭 園	修理に要する経費		
	その他工作物	外観保存のために要する経費	3 分の 2	1,500,000 円
新築・改築・増築・移転	主 屋	道路から 10 メートル以上後退して建設するもので外観を伝統環境と一体とするために要する経費	3 分の 2	2,000,000 円
	門及び塀	復元に要する経費	5 分の 4	2,000,000 円
	庭 園	復元に要する経費	3 分の 2	1,500,000 円
	その他工作物	道路から 10 メートル以上後退して建設するもので外観を伝統環境と一体とするために要する経費	2 分の 1	1,500,000 円
竹 木	植栽に要する経費		3 分の 1	500,000 円

※ 複合して行う事業の限度額は、1 件につき 300 万とする。